

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第五次配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

すでに申請をされた方は、再度の申請は必要ありません。今回初めて申請される方は、これまでの合計額が配分されます。

被害区分		対象	申請できる方	配分金額	
				計	県
人的被害	死者・行方不明者	今回の震災により、死亡された方のご遺族	災害弔慰金受給者	260 万円/人	～四次180万円 五次 80万円
	精神または身体に著しい障害を受けた方	今回の震災により、精神または身体に著しい障害を受けた方	災害障害見舞金受給者	130 万円/人	～四次90万円 五次40万円
	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	10 万円/人	10万円
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「長期避難世帯」または「解体世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	267 万円/世帯	～四次187万円 五次 80万円
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		202 万円/世帯	～四次142万円 五次 60万円
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		137 万円/世帯	～四次97万円 五次40万円
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		72 万円/世帯	～四次52万円 五次20万円
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		62 万円/世帯	～三次42万円 五次20万円
	一部損壊	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		23 万円/世帯	～四次17万円 五次 6万円

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1)令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2)添付書類

① 住家に被害を受けた方

☐ 罹災証明書の写し

☐ 通帳の写し または キャッシュカードの写し

・ 令和6年1月1日時点居住実態があった住家の被害が対象となります。

・ 令和6年1月1日発生の地震が原因となる住家の被害が対象となります。

・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。

・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

② 重傷を負った方

☐ 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

1月1日発生の能登半島地震が原因であること、1か月以上の治療を要する負傷を負ったことが判る内容のもの。

3. 申請方法

(1)窓口 場所:野々市市役所 企画財政課

時間:月～金曜日(祝日除く) 午前8時 30 分～午後5時 15 分

(2)郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先:〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 企画財政課あて

4 申請期限

本義援金にて、住家被害の義援金を申請するためには、罹災証明の発行が必須となります。罹災証明の発行がない場合、本義援金の配分はありません。

5. 問い合わせ先

(1)配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話:076-225-1412

(2)配分、申請手続きに関すること

野々市市役所 企画財政課 財政係

電話:076-227-6031